

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

君津市長 石井 宏子

市町村名 (市町村コード)	君津市 (122254)
地域名 (地域内農業集落名)	上総地区 (上仲町、新町小市部、久留里、安住、浦田、怒田、福野、川谷、久留里大谷、吉野、向郷、富田、愛宕、山滝野、平山、宇坪、大坂、広岡下部、広岡上部、大戸見西部、大戸見東部、加名盛、大中、柳城、利根、名殿、高水、黄和田畑、蔵玉、釜生、滝原、折木沢、坂畑、草川原、藤林、川俣、豊田、笹、片倉、清水、香木原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月4日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・基盤整備されていない地区があり、区画形質上の問題から作業効率が悪い。
- ・耕作者の年齢は70才以上が多数を占め、更に後継者のいない農家が多い。
- ・水稻については、小規模経営のため離農者の引き受け農家がいらない。
- ・農地の貸借関係では、作業受託の契約が多く、その家族には契約条件等が不透明となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、認定農業者等を始めとした農業を担う者への農地の集積を進め、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,002 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,002 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・作業受託の耕作農地は、農地中間管理機構を通して、担い手に集積・集約化する。 ・非農家の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・離農者、経営転換する者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農業経営の安定と農村環境保全のため、担い手への農地集約化を目指し、原則として機構に貸し付ける。 ・担い手が病気や怪我等の事情で、営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて担い手への貸付を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上を図るため、用排水や農道の整備、農地の大区画化などの基盤整備について今後、検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
保全会、土地改良区、市、農業事務所、君津市農業協同組合、千葉県農業共済組合等との相互の連携を強化し、多様な経営体の確保・育成に努める。 ・地区内の担い手を支援し、更に地区外の担い手への働きかけを行う。 ・地域の営農継続のために、認定農業者、新規就農者を育成し、地域を担う担い手として育てる。 ・園芸作物等の振興と後継者の指導育成を行う。 ・担い手が活用する補助事業、融資制度、共済制度の支援の指導と支援を行う。 ・農産物の販路拡大支援を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①・新たなイノシシ等侵入防止柵の設置を検討し、既存施設の維持管理と情報収集に努める。
・猟友会に捕獲の協力を求める。

③スマート農業について、農業従事者が不足する状況下でも効率的に作業ができるよう、費用対効果を踏まえながら導入を検討する。

⑦中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金等の事業を活用し、農地や農道等の保全管理のための取り組みを進めていく。